

第2 設置又は変更許可の申請

(設置の許可の申請)

危政令第6条

(変更の許可の申請)

危政令第7条

1 設置又は変更許可申請書の記入方法等については、下記によること。(★)

(1) 代理人が申請するときは、当該申請に係る権限を委任する旨を証する書面（以下「委任状」という。）を添えなければならない。

ただし、あらかじめ委任状が届出されている場合は、この限りでない。

(委任状の例)

委 任 状

私は、川越市〇〇丁目〇〇番地、〇〇〇〇株式会社代表取締役
〇〇 〇〇を代理人と定め、川越市〇〇丁目〇〇番地に危険物〇〇〇〇を
変更することについて、下記の権限を委任いたします。

記

- 1 危険物の規制に関する法令の規定による許可及び完成検査の申請の
手続きに関すること。
- 2 前記1に掲げる申請に関する申請内容の訂正及び変更並びにこれらに
伴う申請書類の訂正に関すること。
- 3 その他、危険物〇〇〇〇の前記申請に関する一切の件

被委任者の署名又は記名押印

年 月 日

川越市〇〇丁目〇〇番地

〇〇〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇 〇〇

(署名又は記名押印)

(2) 「製造所等の別」の欄には、製造所、貯蔵所又は取扱所のいずれかを記入すること。「貯蔵所又は取扱所の区分」の欄には、貯蔵所又は取扱所のみ危政令第2条又は第3条の区分に応じた名称をそれぞれ記入すること。(★)

(3) 屋外タンク貯蔵所及び移動タンク貯蔵所の「危険物の類、品名(指定数量)、最大数量」の欄には、化学名を併記すること。(★)

なお、貯蔵又は取り扱う危険物の類、品名が多い場合は、「別紙」と記入し、危険物の類、品名、指定数

量、最大数量及び倍数を記載した用紙を添付すること。(★)

上記の数量は、製造所等の危険物の最大取扱数量を記入するものとするが、最大取扱数量の算定にかかわらない危険物がある場合にあっては、下記の記入例の様に「貯蔵・取扱数量」欄にかっこ書にて記入するものとする。

(変更の場合の品名数量別紙記入例)

危険物			変更前		変更部分		変更後	
類及び品名	性質	指定数量	貯蔵・取扱量	倍数	増減	倍数	貯蔵・取扱量	倍数
2類引火性固体		1000kg	200kg	0.2	—		200kg	0.2
4類アルコール		400L	500L	1.25	-400L	-1.0	100L	0.25
4類1石	非水	200L	600L	3.0	400L	2.0	1000L	5.0
4類2石	非水	1000L	32L	0.03	—		32L	0.03
4類2石	水溶	2000L	850L	0.43	—		850L	0.43
4類4石		6000L	600L	0.1	—		600L	0.1
5類第2種		100kg	(5kg)		—		(5kg)	
合計			5.01倍			1.0	6.01倍	

(4) 「指定数量の倍数」は、品名及び性質(指定数量)ごとに少数点以下第3位を切り捨て、小数点第2位まで記入すること。(★)

例：第4類第1石油類(非水溶性) 435ℓ ÷ 200 = 2.175倍 少数第3位を切り捨て 2.17倍

(5) 「位置、構造及び設備の概要」、「危険物の貯蔵または取扱方法の概要」については、それぞれ簡潔に記入すること。なお、内容が多い場合は、「別紙」と記入した上、別紙に記載すること。(★)

(6) 「変更内容」は、概要がわかるように記入すること。変更内容が多い場合は、概略を記入した上、別紙に記載すること。(★)

(7) 「変更理由」は、簡潔に記入すること。(★)

(8) 「着工予定期日及び完成予定期日」は、それぞれ予定年月日を記入すること。

ただし、期日が未定である場合等は、「許可後」、「着工後○日後」等と記入すること。

(9) 製造所等の変更許可申請に際して、仮使用承認の申請を行わない場合であっても、危省令第5条の3に規定する変更の許可及び仮使用の承認の同時申請に係る申請書(別記様式第7の2又は7の3)を使用することができるものとする。この場合において、仮使用承認に係る欄に斜線をいれること。(★)